

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地	
札幌看護医療専門学校		令和3年3月12日		佐々木 孝		〒004-0051 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1-5 (電話) 011-801-8343	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地	
学校法人滋慶学園		昭和58年12月23日		浮舟 邦彦		〒134-0084 東京都江戸川区東葛西6丁目16番2号 (電話) 03-5878-3311	
分野	認定課程名		認定学科名			専門士	高度専門士
医療	医療専門課程		歯科衛生士学科			平成6年文部科学大臣 告示84号	-
学科の目的		歯科衛生士としての知識・技能・態度を養い、口腔健康の担い手として保健・医療・福祉に貢献できる人材を本校の建学の理念（実学教育・人間教育・国際教育）に基づき育成する。幅広い歯科衛生活動、集団と個性性にも対応できるコミュニケーション力を身につけ、地域社会で活躍できる能力を修得する。					
認定年月日		令和3年3月11日					
修業年限	昼夜	2720時間 (103単位)	講義 (46単位)	演習 (37単位)	実習 (20単位)	実験 0時間	実技 0時間
3年	昼間						
生徒総定員		生徒実員		留学生数（生徒実員の内）	専任教員数	兼任教員数	総教員数
128人		131人		1人	4人	46人	50人
学期制度		■1学期：4月1日～9月30日 ■2学期：10月1日～3月31日			成績評価 ■成績表：有 ■成績評価の基準・方法 成績評価における評価点は、平素の学習状況、出席状況の3要素による加点ならびに試験結果を元に100点法とし、60点以上を合格点とし、成績評価による学業結果を総合的に判断し、GPAを用いて算出する。GPAの算出は、小数点以下第3位以下を四捨五入する。 【GPAを算出する計算式】 「GPA＝（該当授業科目の単位数×各授業科目で得たGP）の合計÷当該学期に評価を受けた各授業科目の単		
長期休み		■学年始：4月1日 ■夏 季：7月19日～8月17日 ■冬 季：12月20日～1月18日 ■学年末：2月28日			卒業・進級 条件 学年単位取得及び卒業の認定は、本校の教育課程に定める各学年における全ての各学科科目の単位を取得したとき、学校長が行う。		
学修支援等		■クラス担任制：有 ■個別相談・指導等の対応 学生個々に応じて必要な知識・技術を身につける方法を指導している。定期的な面談や状況に応じて放課後・長期休暇中を利用して個別対応または、少人数制で補修等 ■主な就職先、業界等(令和5年度卒業生) 歯科診療所他			課外活動 ■課外活動の種類 避難訓練、学年交流会、学園祭、臨床実習激励式等 ■サークル活動：有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和6年度卒業生に関する令和7年5月1日時点の情報)		
就職等の 状況※2		■就職指導内容 3年次4月ガイダンス時に、就職についての相談は担任・学科長が随時対応。キャリアセンターの協力のもと、面接練習、履歴書内容指導、各病院からの募集案内を掲示、就職試験のための必要書類について説明している。 ■卒業者数 ：38人 ■就職希望者数 ：32人 ■就職者数 ：32人 ■就職率 ：100％ ■卒業者に占める就職者の割合 ：84.2％ ■その他 ・進学者数：0人			主な学修成果 (資格・検定等) ※3		
中途退学 の現状		■中途退学者 令和6年4月1日時点において、在学者124名（令和6年4月1日入学者を含む） 令和7年3月31日時点において、在学者120名（令和7年3月31日卒業者を含む） ■中途退学の主な理由 進路変更			■中退率 3％		
経済的支援 制度		■中退防止・中退者支援のための取組 学生サポートアンケート・個人面談を実施。必用に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを活用し、チームで学生支援をおこなう。場合によっては転科・転校も視野にいたれ取り組みをおこなっている。 ■学校独自の奨学金・授業料等減免制度：有 ※有の場合、制度内容を記入 特待性制度、兄弟姉妹・保護者減免制度、単位減免制度、卒業生減免制度 ■専門実践教育訓練給付：非給付対象					
第三者による 学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価：無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)					
当該学科の ホームページURL		https://www.snm.ac.jp/course/dentalhygienists/					

1. 「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

企業・業界の求める知識・技術が教育課程に反映されるように、業界の動向に関して情報交換を行い、教育課程の改善および改訂を定期的実施することを目的とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本学科では、学んだ基礎科目・眼科専門分野における講義、実習の知識を身に付け、医療人としての基本を学び、患者に対する思いやりの心と態度を習得できることを目標としている。そのために、学生の教育効果が上がり、実践で技術力や医療職としてのマナーが身につくにはどうしたらよいか、教育課程編成委員の方達から、率直なご意見を頂き、学生指導に繋げていく。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
未永 智美	一般社団法人 北海道歯科衛生士会 会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日	①
湯浅 啓介	医療法人社団一心会 東区役所前エスト歯科 院長	令和7年4月1日～令和9年3月31日	③
谷口 正昭	医療法人mirai さいわいデンタルクリニック 理事長	令和7年4月1日～令和9年3月31日	③
中西和樹	札幌看護医療専門学校 事務局次長	令和7年4月1日～令和9年3月31日	
仁井 奈美	札幌看護医療専門学校 歯科衛生士学科 学科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）

②学会や学術機関等の有識者

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年間開催数:2回 開催時期:8月、2月

(開催日時(実績))

令和6年度 第1回 令和年8月5日 10:00～12:00

令和6年度 第2回 令和7年2月3日 13:00～15:00

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

教育編成委員会でいただいたご意見は、学科会議にて報告。年度計画作成時、臨床実習オリエンテーション等に活かし活用させていただいている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

歯科衛生士業務における必要な知識、技能、実践力を習得する。具体的には感染対策、器具、器材の取り扱いや、歯科診療の流れ、アシスタント方法、様々な患者様への指導、アプローチ方法を学びコミュニケーション力を身につけた人材の育成をはかる。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

臨床実習および学内実習 企業セミナー・専門歯科学会セミナー

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨地・臨床実習Ⅰ 臨地・臨床実習Ⅱ	臨床現場において歯科衛生士業務全般に関する実習を行う	北海道公立大学病院札幌医科大学附属病院、医療法人社団一心会新札幌いっただ歯科、医療法人mirai さいわいデンタルクリニック、エンクル歯科クリニック、医療法人社団博和会デリック歯科等

(別途、以下の資料を提出)

* 企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的にを行っていること。」関係	
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針	
学園および学校が実施する担任研修・研究授業・教務部長会議を通じて教授力と資質向上を図る。また日本歯科衛生学会をはじめ、北海道歯科衛生士養成機関連絡協議会教員研修会(年2回実施 【目的】 ①教員の学生相談・指導力、クラス運営力を養うこと ②カリキュラム目標、方略、評価などを立案できる能力を養う)・全国歯科衛生士教育協議会教員研修会・北海道歯科衛生士会研修・滋慶学園グループ部会専任教員研修に参加し、スキルアップを図る。	
(2)研修等の実績	
①専攻分野における実務に関する研修等	
令和6年7月7日(日) カウンセリング・技術力アップでさらに自信がつくホワイトニング 参加者1名	
令和6年8月19(月)～8月23日(金) 全国歯科衛生士教育協議会歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ 参加者1名	
令和6年11月9日(土)・10日(日) 2024年度 予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会(歯科衛生士専任教員講習会Ⅴ) 参加者1明	
令和6年11月30日(土)・12月1日(日) 第15回日本歯科衛生教育学会・学術大会 参加者1名	
②指導力の修得・向上のための研修等	
令和6年8月9日(金)令和6年度 北海道歯科衛生士養成機関連絡協議会専任教員研修会「業務改善に向けた情報通信技術の活用について」「見やすく伝わるスライド作成術」 参加者2名	
令和6年10月21日(月) 教務全体研修「クラスマネジメント理論編」 参加者3名	
令和6年12月19日(木) 令和6年度 第2回 文部科学大臣認定「職業実践専門課程」に係る研修会 つながり高め合うこれからの学び 参加者1名	
(3)研修等の計画	
①専攻分野における実務に関する研修等	
令和7年7月28日(月)～8月1日(金)全国歯科衛生士教育協議会歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ	
令和7年8月18日(月)～8月22日(金)全国歯科衛生士教育協議会歯科衛生士専任教員講習会Ⅲ	
②指導力の修得・向上のための研修等	
令和7年8月4日(月)・5日(火) 令和7年度 北海道歯科衛生士養成機関連絡協議会専任教員研修会(別途、以下の資料を提出)	
* 研修等に係る諸規程 * 研修等の実績(推薦年度の前年度における実績) * 研修等の計画(推薦年度における計画)	
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係	
(1)学校関係者評価の基本方針	
日々の学校運営については学内の学校長、副校長、事務部門長のにより月2回の定例会議にて運営の見直し並びに次年度事業計画修正への検討を行っている。また、学校関係者評価委員会で得られた外部評価における意見や提案はその内容を検討し12月には改善計画を含めた事業計画を策定している。自己点検自己評価については、年度修了後に「計画」「実践」「評価」の一連の評価を行うために、学校評価ガイドラインに設定した目標や、具体的な計画の実践状況について学校評価委員会を開催し自己評価点検を実施し学校関係者評価との連動により学校運営に活用している。一方教育活動については事務局長ならびに学科長で構成される学内組織において教育実践上の問題の検討や計画の修正等を検討し、年2回の教育課程編成委員会への報告により毎年次年度カリキュラムへ反映し日々の授業運営の改善に取り組んでいる。	
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	・理念・目的・育成人材像は定められているか ・学校の特色は何か ・学校の将来構想を抱えているか
(2)学校運営	・運営方針は定められているか 2-5事業計画は定められているか ・運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか ・人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか ・意思決定システムは確立されているか ・情報システム化などによる業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	・各学科の教育目標、育成人材像はその学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか ・修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか ・カリキュラムは体系的に編成されているか ・学科の各科目はカリキュラムの中で適正な位置づけをされているか ・キャリア教育の視点にたったカリキュラムや教育方法などが実施されているか ・授業評価の実施・評価体制はあるか ・育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ・教員の専門性を向上させる研修を行っているか ・成績評価・単位認定の基準は明確になっているか ・資格取得の指導体制はあるか
(4)学修成果	・就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図れているか ・資格取得率の向上が図れているか ・退学率の低減が図られているか ・卒業生・在校生のの社会的な活躍及び評価を把握しているか
(5)学生支援	・就職に関する体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか ・保護者と適切に連携しているか ・卒業生への支援体制はあるか
(6)教育環境	・施設・設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・学外実習、インターンシップ、海外研修などについて十分な教育体制を整備しているか ・防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	・学生募集活動は適正に行われているか ・学生募集において教育成果は正確に伝えられているか ・入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行われているか ・学納金は妥当なものとなっているか

(8) 財務	・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ・予算収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適正に行われているか ・財務情報公開の体制整備は出来ているか
(9) 法令等の遵守	・法令、設置基準などの遵守と適正な運営がなされているか ・個人情報に関しその保護のための対策が取られているか ・自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか ・自己点検自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか
(11) 国際交流	・グローバル人材の育成に向けた国際交流などの取り組みを行っているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価は年に1度実施している学校関係者評価委員会により各委員の意見を反映し学校運営に活かすべく方針を決定している。

業界・地域の新しい動きをリードする産官学協同教育を柱とした教育環境の提供を推し進める。

1. ICTを導入した教育の推進を行い、早期から専門性に触れられる(アーリーエクスポージャー)カリキュラム構成にする。

2. 模擬患者演習、業界との共同研究をカリキュラムに取り入れることにより、主体的、対話的で深い学び(アクティブラーニング)を推進する。

3. 創造力を育む異分野交流学習の仕組みを創り、実行する初年度とする。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
佐藤忠寿	医療法人社団善生館吉小牧日朗病院 臨床工学科 科長補佐	令和7年4月1日～令和9年3月31日	卒業生代表
加藤敦	学生の保護者	令和7年4月1日～令和9年3月31日	保護者代表
対馬 康次	北海道札幌東商業高等学校 副校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日	高等学校関係者
三上真広	株式会社札幌副都心開発公社 取締役	令和7年4月1日～令和9年3月31日	地域関係者
中村琢哉	医療法人財団札幌内科研究センター新さっぽろ脳神経外科病院 看護・事務課	令和7年4月1日～令和9年3月31日	医療分野代表
桑原 毅	医療法人社団 一心会 経営本部 人事部長	令和7年4月1日～令和9年3月31日	医療分野代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.snm.ac.jp/school/info/>

公表時期: 令和7年6月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等の学校関係者に対しては、業界視点を越えた教育施設としての社会活動からの評価視点を得ることが出来るため、これらを学校教育の客観的な評価、運営での業界目線、地域目線、保護者目線、卒業生目線、そして行政目線から第三者の外部評価と意見をいただく委員会として位置づけをしている。したがって、その情報提供は、学科ごとに設けた教育課程編成委員からの教育評価や産学連携、業界連携についての報告を密に行うとともに、学校の各行事(入学式、実習報告会、懇談会、研究発表会、卒業式等)にも委員の出席をいただき、学園の生の活動の理解を得る機会を持つように心がけ、ともに、ホームページを通じて積極的に学校情報を発信し、学校の運営状況について知っていただく機会を持つ努力と教育施設としての水準の向上に努めている。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	(2)各学科等の教育
(3)教職員	(3)教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	(6)学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	(8)学校の財務
(9)学校評価	(9)学校評価
(10)国際連携の状況	(10)国際連携の状況
(11)その他	(11)その他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.snm.ac.jp/school/info/>

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生士学科) 令和7年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			生物学	一般生物学の基本的知識を習得し、解剖学・組織発生学・生理学へ関連づけることができる。	1前	15	1	○			○			○	
○			化学	一般化学の基本的知識を習得し、栄養学・生化学へ関連づけることができる。	1前	15	1	○			○			○	
○			臨床心理学	良好な対人関係を構築するために、人の行動と心理に関する基本的な知識と考え方ができるようになる。	1前	30	2	○			○			○	
○			歯 科 医 療 倫 理 学	倫理問題に配慮して歯科医療、生命と医療に関わる倫理の重要性を理解することができる。	1前	15	1	○			○			○	
○			マ ナ ー ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	歯科衛生士として必要な患者対応・コミュニケーションを審美歯科の観点から実践できるようになる。	2前	30	1		○		○			○	
○			歯科英語	歯科治療時に必要な患者とのコミュニケーションスキルを身につけることができる。	1後	30	2	○			○			○	
○			レ ク リ エ ー シ ョ ン	レクリエーションを通して臨床で健康に働ける体作りと、他者との交流を通じて関係性を深めることができるようになる。	1前	30	1		○		○			○	
○			キャリアデザイン	卒業後の将来像を明確にし、学ぶ姿勢・方法を身につけることができる。	3前	15	1	○			○		○		
○			解剖学	人体の基本構造を中心とした解剖学的知識を理解できるようになる。	1前	30	1		○		○			○	
○			生理学	人体の機能を中心とした基礎的内容を理解できるようになる。	1前	30	2	○			○			○	

○			生化学	人体の生命現象を分子レベルの化学反応から理解するために、人体の代謝と機能に関する基本的知識を身につけることができるようになる。	1後	30	2	○			○			○	
---	--	--	-----	---	----	----	---	---	--	--	---	--	--	---	--

○		組 織 ・ 発 生 学	組織・発生学の概要を学び歯の発生、歯の組織等について理解できるようになる。	1前	15	1	○			○			○	
○		口腔解剖学	顔面、口腔およびその周囲組織の成り立ちを理解するために、口腔の構造に関する基礎知識を身につけることができる。	1前	30	2	○			○			○	
○		口腔生理学	顔面、口腔およびその周囲組織の成り立ちを理解するために、口腔の機能に関する基礎知識を身につけることができる。	1後	15	1	○			○			○	
○		歯牙解剖学	施術をおこなうために必要な歯の形態的特徴を理解することができるようになる。	1後	20	1	○			○			○	
○		病 理 学 ・ 口 腔病理学	口腔領域に発生する疾病の発生機序および病理学的特徴を理解するために、疾病の概念、病因と病態に関する基本的知識を身につけることができる。	1後	30	2	○			○			○	
○		薬理学	薬物の性質、薬理作用、作用機序および副作用を理解するために、疾病の回復を促進する薬に関する基本的知識を身につけることができる。	1後	30	2	○			○			○	
○		微生物学	微生物の基本的性状、病原性と感染によって生じる病態と生体の防御機構として免疫に関する基本的知識を理解することができる。	1前	30	2	○			○			○	
○		保 健 生 態 学 I	歯科疾患の予防能力を高めるための基本的知識を習得し、説明できるようになる。	1後	30	2	○			○			○	
○		保 健 生 態 学 II	生活と健康に関わる社会の仕組みを理解し、地域社会における健康対策を、説明できるようになる。歯科疾患の有病率など統計データを活用し、保健指導に活かすことができるようになる。	2前	30	2	○			○			○	
○		保 健 情 報 統 計	個人および集団の歯・口腔の健康と予防プログラムを構築するために、関連する保健情報を把握し、衛生統計の手法を習得することができる。	3前	30	2	○			○			○	
○		法 律 ・ 制 度 学	日本の保健・医療・福祉制度と医療法制を理解できるようになる。	2前	30	2	○			○			○	
○		歯 科 衛 生 学 総論	歯科衛生を実践して人々の健康づくりを支援する者となるために、保健医療人としての基本的態度を身につけ実践できるようになる。	1前	15	1	○			○			○	
○		歯 科 臨 床 概 論	歯科医療の概要を学び、理解を深め、診療補助の基礎となる知識・技術を習得し、実践できるようになる。	1前	15	1	○			○			○	
○		保存修復学	歯科疾患の基本的知識、保存修復の概要についての知識と歯科衛生士の役割を理解できるようになる。	2前	20	1	○			○			○	

○		歯内療法学	歯科疾患の基本的知識、歯内療法の概要についての知識と歯科衛生士の役割を理解できるようになる。	2前	20	1	○			○		○	
○		歯周治療学	歯科衛生業務を行うために必要な歯周組織に生じる疾患の種類、症状、診断法および治療法を理解できるようになる。	2前	30	2	○			○		○	
○		歯科補綴	歯科衛生業務を行うために必要な実質欠損に対する歯冠修復と歯列の一部、あるいは全部の歯の欠損に対する咬合回復の治療法を理解できるようになる。	2前	30	1		○		○		○	
○		歯科矯正	歯科衛生業務を行うために必要な不正咬合の症状および治療法を理解できるようになる。	2前	30	1		○		○		○	
○		口腔外科・ 歯科麻酔	歯科衛生業務を行うために必要な顎・口腔領域に生じる各種疾患の特徴と症状、診断法および治療法と全身管理、局所麻酔、精神鎮静法および全身麻酔を理解できるようになる。	2前	30	1		○		○		○	
○		障害者・高 齢者歯科	歯科衛生業務を行うために必要な高齢者・障害児者の身体的・心理的特徴と歯科治療を理解できるようになる。	2前	30	1		○		○		○	
○		小児歯科	歯科衛生業務を行うために必要な小児の身体的・心理的特徴と小児の歯科治療を理解できるようになる。	2前	30	2	○			○		○	
○		齲蝕予防処 置	齲蝕予防について十分理解し、歯科衛生士業務に必要な専門的な知識、技術を身につけ患者対応ができるようになる。	1後	30	1		○		○		○	
○		歯科予防処 置Ⅰ	歯科予防処置の概念を理解し、基本的な実技訓練を繰り返し行うことで基本となる技術を身につけることができる。	1 前後	90	3		○		○		○	
○		歯科予防処 置Ⅱ	口腔内での相互実習を中心に対象者に合わせた施術の実践、患者対応・説明ができるようになる。	2 前後	120	4		○		○		○	
○		歯科予防処 置Ⅲ	様々な患者体験を通し、歯科保健指導と結び合わせた施術・説明ができるようになる。	3 前後	60	2		○		○		○	
○		摂食嚥下リ ハビリテー ション	要介護者の症状、心身の状況及びその置かれている環境を的確に把握し、口腔環境を整え支援できるようになる。	2後	30	1		○		○		○	
○		栄養学	栄養学の概要を学び歯科保健指導及び衛生教育を行う為に必要な栄養・食事指導が実践できるようになる。	1前	15	1	○			○		○	
○		歯科保健指 導Ⅰ	対象となる個人と集団の歯科保健指導に必要な基本的知識、技術および態度を習得し、実践できるようになる。	1 前後	60	2		○		○		○	

[illegible]

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業の認定は、卒業までに必要なすべての授業科目の単位について単位認定試験（追試験・再試験含む）による単位を修得した者を対象として、学校長、教務及び学科教員により教務単位認定会議において学校長が認定を行う。 卒業が認定されない学生は卒業延期もしくは留年となる。 卒業判定の結果は、本人及び保護者へ直接告知し、面談によりその後の本人の希望を優先した進路相談とカウンセリングを実施し、将来のキャリアの方向性を決定する。留年及び卒業の延期者については、その後の取得が必要な単位を明確にし、卒業に必要な不足の単位を取得するための補講並びに補習、試験を実施し、合格点に達した者について再度単位認定会議を実施にて卒業の認定を行う。	1 学年の学期区分	2期
	1 学期の授業期間	20週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。